

2021年8月1日

吸収分割にかかる事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同法第 801 条第 3 項第 2 号および同法
施行規則第 189 条に基づく書類)

東京都町田市森野一丁目23番19号
株式会社ギフト
代表取締役 田川 翔

東京都町田市森野一丁目23番19号
株式会社 GIFT JAPAN
代表取締役 田川 翔

株式会社ギフト（以下「ギフト」といいます。）と株式会社GIFT JAPAN（以下「GIFT JAPAN」といいます。）は、2021年5月19日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、本日を効力発生日として、ギフトが、ギフトの営む直営店事業およびプロデュース事業の権利義務を、ギフトの完全子会社である GIFT JAPAN に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同法第 801 条第 3 項第 2 号および同法施行規則第 189 条各号に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、ギフトにおいては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割、GIFT JAPAN においては同法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2021年8月1日

2. ギフトにおける会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続ならびに同法第785条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、会社法第 784 条の 2 の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割に関して、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

ギフトは、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2021年6月11日付で官報公告および電子公告を行いました。同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. GIFT JAPAN における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続ならびに同法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過
- (1) 会社法第 796 条の 2 (株主による吸収分割の差止請求) の規定による請求に係る手続の経過について
該当事項はありません。
- (2) 会社法第 797 条 (反対株主の株式買取請求) の規定による手続の経過について
承継会社である GIFT JAPAN は分割会社であるギフトの完全子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。
- (3) 会社法第 799 条 (債権者の異議) の規定による手続の経過について
GIFT JAPAN は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2021年 6 月 11 日付で官報公告および電子公告を行いました。同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本吸収分割により GIFT JAPAN がギフトから承継した重要な権利義務に関する事項
GIFT JAPAN は、効力発生日である 2021年 8 月 1 日をもって、ギフトから、本吸収分割契約に基づき、ギフトの営む直営店事業およびプロデュース事業に関して資産、負債その他の権利義務を承継しました。ギフトから承継した資産および負債の額はそれぞれ以下のとおりです。
- | | |
|------------|-----------|
| 承継資産額 (概算) | 1,133 百万円 |
| 承継負債額 (概算) | 1,133 百万円 |
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2021年 8 月 2 日 (予定)
6. その他本吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上